少量・低頻度の化学物質取扱作業に向けたリスクの見積り方法
（新たな支援ツール）

岡山労働局労働基準部健康安全課

平成 28 年 6 月 1 日、労働安全衛生法では、一定の危険有害性のある化学物質について、

①事業場における化学物質リスクアセスメント

②譲渡提供時に容器などへのラベル表示、安全データシート交付（SDS）が義務付けられています。（平成 30 年 7 月 1 日現在、対象 672 物質）

対象となるのは、業種・事業場規模にかかわらず、対象となる化学物質の製造・取扱いを行うすべての事業場です。

化学物質のリスクに係る見積もりは、従来から「簡易評価法（コントロール・バンディング）」を推奨してきました。コントロール・バンディングは、有害物質に対する知識が少なくても、情報を入力するだけでリスクアセスメントできるなどの利点がありましたが、簡易的な評価法なので、作業環境などによっては誤差が大きい、有害物質の情報がなければ測定できないなどのデメリットもありました。

厚生労働省では平成 30 年 4 月から、より簡易で使いやすく、少量・低頻度の化学物質取扱作業に向けたリスク見積り方法（支援ツール）として、「CREATE－SIMPLE（クリエイト・シンプル）」を、「職場のあんぜんサイト」に公開していますので、ご活用下さい。